

○八王子市特定疾病患者福祉手当支給条例

昭和56年3月31日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、原因が不明で治療方法が確立されていない疾病のうち、その経過が慢性にわたる等特定の疾病にり患している者に対し、特定疾病患者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当は、市内に住所を有する者で、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病その他の市規則で定める特定疾病にり患しているもの（以下「特定疾病患者」という。）に支給する。ただし、特定疾病患者となつた年齢が65歳以上の者及び特定疾病患者となつた年齢が65歳未満の者で65歳に達する日の前日までに受給資格の認定の申出を行わなかつたもの（市規則で定める事由により申出を行わなかつた者を除く。）には、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、特定疾病患者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

(1) その者（20歳未満の場合にあつては、主としてその者の生計を維持し、現に保護をしている父、母又はその他の者とする。）の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、市規則で定める額を超えるとき。

(2) その者の八王子市児童育成手当支給条例（昭和46年八王子市条例第39号）に定める保護者が、その者に係る同条例に基づく障害手当を受給しているとき。

(3) 八王子市中心身障害者福祉手当支給条例（昭和49年八王子市条例第25号）に基づく手当を受給しているとき。

(4) 市規則で定める施設に入所しているとき。

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているとき。

3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、市規則で定める。

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、4,000円とする。

(受給の申出)

第4条 特定疾病患者が手当の支給を受けようとするときは、市長に申し出て、受給資格の認定を受けなければならない。

(受給資格の認定)

第5条 市長は、前条の規定による申出があつたときは、受給資格を認定し、その旨を申出者に通知するものとする。

(支給の期間)

第6条 手当の支給期間は、受給資格の認定の申出を受けた日の属する月から受給資格を失つた日の属する月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により受給資格の認定の申出をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申出があつたときは、当該事由により受給資格の認定の申出をすることができなくなつた日の属する月から手当を支給する。

(支払時期)

第7条 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該受給資格は消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する支給要件を備えなくなつたとき。
- (3) 手当の受給を辞退したとき。

(認定の取消等)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により受給資格の認定又は手当の支給を受けた者があるときは、当該認定を取り消し、又はその者に既に支給した手当の全部若しくは一部を返還させることができる。

(届出)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 第8条第2号及び第3号に該当したとき。
- (3) 前2号のほか、市規則で定める事項に該当したとき。

(状況調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、受給者又は同居の親族に対し、生活状況等について報告を求め、又はこれらの調査を行うことができる。

(申出等の代行)

第12条 第4条に規定する申出及び第10条に規定する届出は、当該行為を行おうとする者に代つて、その者の父若しくは母又は父母がいないか若しくは父母が保護しない場合においては、その者を保護

している者が代って行うことができるものとする。手当の受領に関する行為についても、また同様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。